

自転車防犯登録の概要

背景・現状

- ・ 防犯登録制度は、昭和33年に自転車税・自転車鑑札制度が廃止されたことを受け、各都道府県の自転車商組合等が主体となって開始された民間主導の制度である。
- ・ 放置自転車の社会問題化を受け、平成5年に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律87号。以下「自転車法」という。）が、議員立法により改正、公布され、防犯登録が義務化された。
- ・ 義務化に当たっては、コストや行政負担増加を抑えるため、自転車商組合が実施していた防犯登録制度をそのまま活用することになった。
- ・ 自転車法改正時には、「**防犯登録は自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること**」旨の附帯決議がなされた。
- ・ 以上のような背景により、現状は各指定団体（都道府県公安委員会から指定を受けた非営利団体）がそれぞれの実施要領により、登録件数、予算等の規模に応じて個別に登録業務を行っている。
- ・ 令和5年に国家公安委員会規則を改正し、防犯登録カードについて、電磁的記録による作成を可能とした。

目的・効果

自転車放置の防止・自転車の盗難の防止・盗品である自転車の回復

自転車防犯登録の法制度

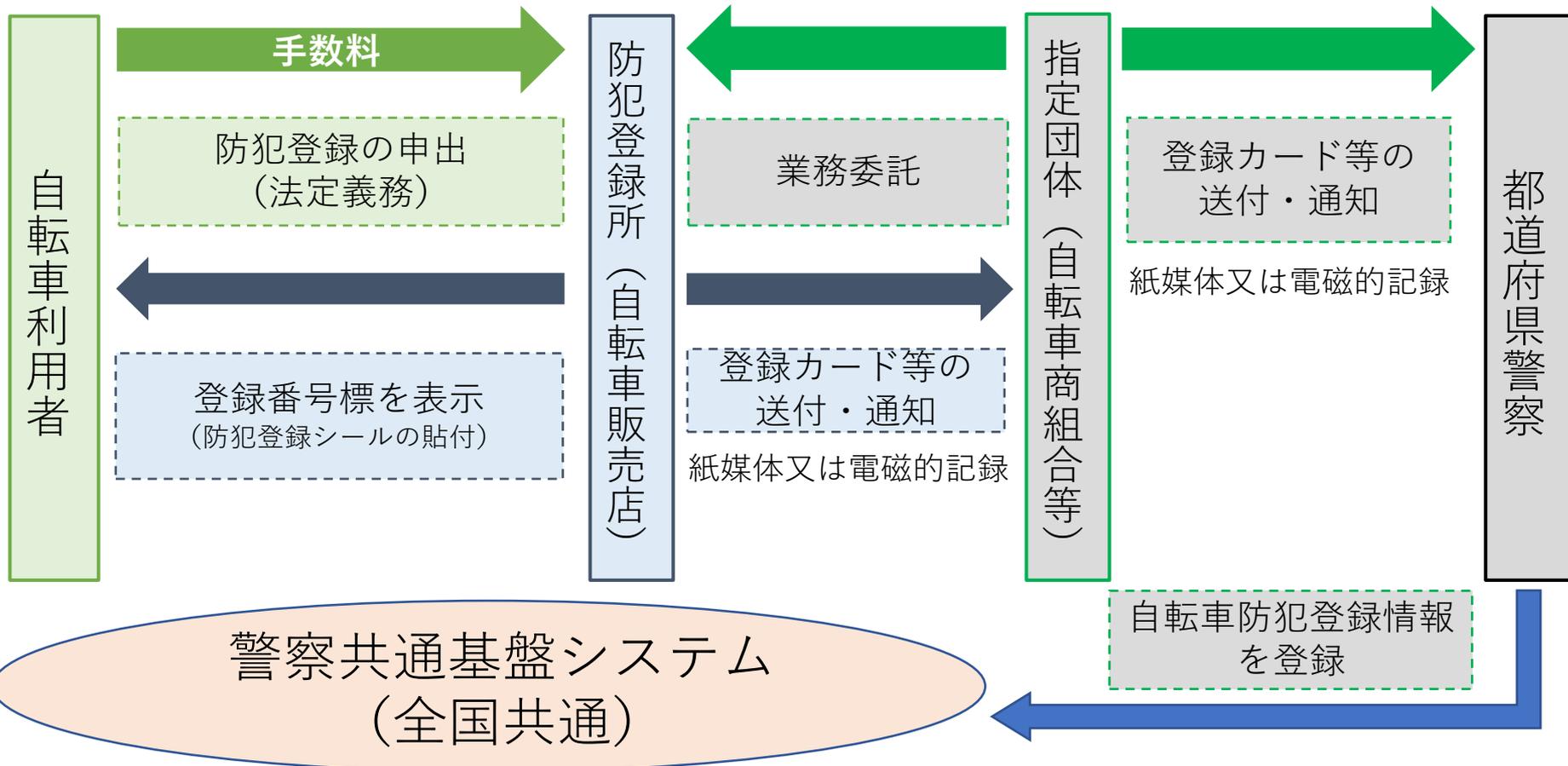
自転車法第12条第3項

自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより**都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。**

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）（抜粋）

- ・ 指定の基準（第1条）
一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体であること
登録業務の実施が、当該登録業務を行う都道府県における防犯登録の需要に対し適切なものであること
- ・ 指定の申請等（第2条、第3条、第4条及び第5条）
申請には、登録業務の実施要領等の添付が必要
指定を受けた団体は、毎事業年度終了後3か月以内に、公安委員会に対し、事業報告書の提出が必要
- ・ 是正又は改善の勧告（第7条）
公安委員会は、指定団体が国家公安委員会規則の規定に違反したとき、又は指定団体の財産の状況若しくは登録業務の運営に関し改善が必要と認めるときは、指定団体に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・ 指定の取消し（第9条）
公安委員会は、指定団体が指定の基準に適合しなくなったとき、勧告に従わなかったとき、偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したときは、指定を取り消すことができる。

自転車防犯登録について



【警察共通基盤システムにおける自転車防犯登録情報の活用】

- ・ 盗難自転車の被害回復
- ・ 撤去自転車に係る自治体への情報提供

【警察共通基盤システムを活用した自転車防犯登録情報等照会業務に係る通達（主なもの）】

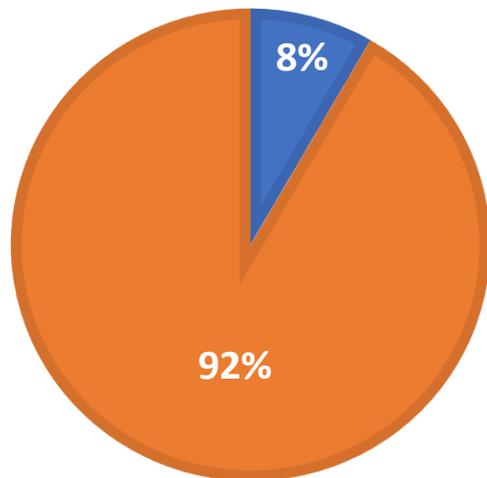
- ・ 警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務実施要領の制定について
- ・ 警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務に係る撤去自転車情報の登録等に関する運用上の対応等について

都道府県警察等に対する防犯登録の手続等に関する主な調査結果

調査結果

防犯登録所における「防犯登録カード控え※」の保管の有無に係る指定団体ごとの割合

■ 保管なし ■ 保管あり



※ 防犯登録所（自転車販売店）において自転車を利用する者の申出により記載する。

「保管あり」と回答した団体については、全て紙で管理している。（一部は紙とデータで管理） **デジタル化関係**

自転車を利用する者が防犯登録所（自転車販売店）において防犯登録（新規）を行った後に、警察共通基盤システムに自転車防犯登録が登録されるまでに要するおおむねの期間【全国平均】

最長 62.0日間

最短 47.9日間

デジタル化関係

- ・ 変更申請や抹消申請の手続や必要書類に地域の差がある。
- ・ 他店やインターネットで購入した自転車又は個人間で売買・譲渡された自転車の新規申請の手続や必要書類に地域の差がある。

ローカルルール関係

今後の方針

- ・ 自転車防犯登録のデジタル化について、自転車防犯登録の関係団体を支援しながら、検討を進める。
- ・ 自転車防犯登録の全国統一が可能な事項等について、調査結果を踏まえながら、自転車防犯登録の関係団体と連携し、検討を進める。